

名教委訓令第 1 号

各 学 校

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成14年
名教委訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

別表第 1 中

「

小学校、中学校及び特別支援学校	教育職員、事務職員及び技術職員（学校栄養職員に限る。）	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。
		B	1 日について午前 8 時から 午後 4 時30分までの間において 7 時間45分とする。
		C	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。

」

を

「

小 学 校	なごやか 中学校	教育職員及び事務職員	A	1 日について午後 1 時から 午後 9 時30分までの間において 7 時間45分とする。
-------------	-------------	------------	---	--

、 中 学 校 及 び 特 別 支 援 学 校			B	1 日について午後 0 時45分 から午後 9 時15分までの間に おいて 7 時間45分とする。
			C	1 日について午後 1 時15分 から午後 9 時45分までの間に おいて 7 時間45分とする。
	その他の 小学校、 中学校及 び特別支 援学校	教育職員、事務職員及 び技術職員(学校栄養 職員に限る。)	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時45分までの間に おいて 7 時間45分とする。
			B	1 日について午前 8 時から 午後 4 時30分までの間におい て 7 時間45分とする。
			C	1 日について午前 8 時30分 から午後 5 時までの間におい て 7 時間45分とする。

」

に改める。

別表第 2 中

「

小学校、中学 校及び特別支 援学校	教諭等	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのいず れか 2 日と する。
		B	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分ま での間において 7 時間 30分とする。	
		C	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7	

			時間30分とする。	
		D	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのいず れか 1 日と する。
		E	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分ま での間において 7 時間 30分とする。	
		F	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
事務職員		A	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時ま での間において 6 時間 とする。	日曜日及 び土曜日と する。
		B	1 日について午前 8 時から午後 2 時45分ま での間において 6 時間 とする。	
		C	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15 分までの間において 6 時間とする。	
		D	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのいず
			1 日について午前 8	

		E	時から午後 4 時15分までの間において 7 時間30分とする。	れか 1 日とする。
		F	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	

」

を

「

小 学 校 、 中 学 校 及 び 特 別 支 援 学 校	なごやか 中学校	教諭等	A	1 日について午後 1 時15分から午後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのいずれれか 2 日とする。
			B	1 日について午後 1 時から午後 9 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
			C	1 日について午後 1 時30分から午後 9 時45分までの間において 7 時間30分とする。	
			D	1 日について午後 1 時15分から午後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのいずれれか 1 日とする。
			E	1 日について午後 1 時から午後 9 時15分までの間において 7 時間30分とする。	

		F	1 日について午後 1 時30分から午後 9 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
	事務職員	A	1 日について午後 1 時から午後 7 時45分までの間において 6 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
		B	1 日について午後 0 時45分から午後 7 時30 分までの間において 6 時間とする。	
		C	1 日について午後 1 時15分から午後 8 時までの間において 6 時間とする。	
		D	1 日について午後 1 時15分から午後 9 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのいずれか 1 日とする。
		E	1 日について午後 1 時から午後 9 時15分までの間において 7 時間 30分とする。	
		F	1 日について午後 1 時30分から午後 9 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	

その他の 小学校、 中学校及 び特別支 援学校	教諭等	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのいず れか 2 日と する。
		B	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分までの間において 7 時間 30分とする。	
		C	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
		D	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30 分までの間において 7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのいず れか 1 日と する。
		E	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分までの間において 7 時間 30分とする。	
		F	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45 分までの間において 7 時間30分とする。	
	事務職員	A	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時までの間において 6 時間とする。	日曜日及 び土曜日と する。

			B	1 日について午前 8 時から午後 2 時45分までの間において 6 時間とする。	
			C	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。	
			D	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時30分までの間において 7 時間30分とする。	
			E	1 日について午前 8 時から午後 4 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
			F	1 日について午前 8 時30分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。